

2023年9月14日

お客さま各位

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について
(内容を一部修正した為再掲載いたします。)

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2023年10月1日(日)から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。

これに伴い、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたします。

巣鴨信用金庫 : T9013305000572

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)からもご確認いただけます。

当金庫では、インボイス制度の対象となる課税取引について、同制度の要件を満たした適格請求書(インボイス)の発行準備を進めております。

●インボイス制度対応の概要

<営業店窓口でお支払いいただく手数料について>

営業店窓口で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収証」等を発行いたします。

(例:公金取次手数料、再発行手数料、継続型発行を除く残高証明書発行手数料、窓口両替手数料、入出金手数料、不動産担保事務取扱手数料、融資条件変更事務取扱手数料等)

「振込依頼書」による振り込みについては、お客さまにお渡しする複写式の「振込金受取書(預金払戻請求書による振込受付書)」がインボイスの要件を満たすよう改定いたします。

<営業店窓口以外(自動振替等)でお支払いいただく手数料について>

営業店窓口以外で、自動振替等口座から各種手数料をお支払いいただいた場合、一定期間お支払いいただいた手数料を一覧にして、インボイスの要件を満たした帳票をお渡しいたします。

詳細はお取引店にお問い合わせください。

(例:すがもビジネス WEB 基本料および振込手数料、でんさいサービス利用手数料、すがも外為WEB月額手数料、為替自動振替利用手数料および振込手数料、継続型残高証明書発行手数料、貸金庫使用料等)

<ATM・両替機でのお取引について>

ATM・両替機でのお取引については、振込手数料や両替手数料等が3万円未満の場合、インボイスの交付義務が免除される特例の対象となりますので、インボイス発行はいたしません。

以上

国税庁 Web サイトにインボイス制度特設サイトがありますので、ご参照ください。



<本件についてのお問合せ>

ビジネスパートナー一部 0120-18-3868 (平日 9時~17時)

巣鴨信用金庫

Copyright©2021The Sugamo Shinkin Bank